

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都
日報

発行
東京都

- 東京都水道局府中サービスステーションの一部署の所管区域の変更……………(同)…四
 - 東京都水道局日野サービスステーションの業務内容の変更……………(同)…四
 - 東京都水道局八王子サービスステーションの一部業務の所管区域の変更……………(同)…四
 - 東京都水道局あきる野サービスステーションの業務内容の変更……………(同)…四
 - 東京都水道局青梅サービスステーションの一部業務の所管区域の変更……………(同)…四

の表中 障害者 障害者 乳児

この規則は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百七十七号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準

に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十八号）の一部を次のように改めよう。

第四条第三号中「幼児」の下に

加える。

第七条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は

十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表における健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第

いて同じ。) (以下この条において「健康診断等」という。) がに、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表中

| | |
|--------------------|---|
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期健康診断又は臨時の健康診断 |
| 乳幼児に対する健康診査 | 定期健康診断又は臨時の健康診断 入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

にを

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

● 東京都告示第千百四十四号

(平成二十五年法律第百七号) 第二十二条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年十一月二十八日付けて同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十二条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二

十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地
区計画

田町駅東口地 追加する部分

区地区計画 内

により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

変更する部分

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各

東京都市計画地 地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

品川駅西口地 讀書の縦覧 港区高輪三丁目地内

変更する区域 港区高輪三丁目地内

● 東京都告示第千百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 土地調査指定年月日 令和七年十一月十九日

二 調査を行う者の名称 世田谷区

三 調査地域 世田谷区喜多見三丁目一部

四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 東京都告示第千百四十七号

(平成二十五年法律第百七号) 第二十二条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年十一月二十八日付けて同法第九条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地
区計画

に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

変更する部分

東京都水道局青梅サービスステーションの一部業務の所管区域の変更について、次のとおり公告する。

令和7年十二月二十二日

東京都水道局長 山 口 真

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称

東京都水道局青梅サービスステーション

二 所在地

青梅市師岡町一丁目千三百一番地の十

三 業務内容

(一) 水道使用に係る申込みの受付に関すること。

(二) 水道料金、下水道料金、手数料、工費等の徴収及び

収納に関すること。

(三) 給水装置の新設、改造、撤去工事等の申込受付、設

計審査、工事検査等に関すること。

四 所管区域の変更の対象となる業務内容

(一) 水道使用に係る申込みの受付に関すること。

(二) 水道料金、下水道料金等の徴収及び収納に関するこ

と。

五 変更する所管区域

変更前 青梅市、瑞穂町及び奥多摩町の区域

変更後 青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の

出町及び奥多摩町の区域

六 変更年月日

令和八年一月十三日

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク
リサイクルマーク